

様式第十二の二（第十二条の三関係）（令三第百六・追加 令三第百八・一部改正）

(表 面)	
この証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律第二十五条第五項に規定する立入検査を行う職員である。	
身 分 証 明 書	
写真	
所 属 機 関 名 氏 名 生 年 月 日	
年 月 日 発 行	
都道府県知事（市長） 印	

備考 この用紙は、日本産業規格 A 6 とし、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りするものとする。

<p>動物の愛護及び管理に関する法律抜すい</p> <p>第二十五条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対して、期限を定めて、その事態を除き、当該事態を生じさせている者に対して、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対して、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること</p> <p>4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対して、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。</p> <p>5 都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対して、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をして</p> <p>ている者の動物の飼養若しくは保管に関する場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p>	<p>第七(裏面)</p> <p>6 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について適用する。</p> <p>7 都道府県知事は、市町村(特別区を含む)の長(指定都市の長を除く)に対し、第二項から第五項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に関し、必要な協力を求めることができる。</p> <p>第四十七条の二 第二十五条第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。</p>
--	---